

意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業方案

1. 意匠出願の実体審査繰り延べ請求の審査作業の実施のため、本作業方案を制定する。
2. 適用範囲
 - (1) 意匠出願
 - (2) 意匠出願で次の一つに該当する場合、これは適用しない。
 - ① 当該出願がすでに審査意見通知書又は査定書を受け取った。
 - ② 当該出願についてすでに分割出願済み。
 - ③ 当該出願についてすでに加速審査を申請済み。
3. 意匠の実体審査繰り延べ請求は、意匠出願と同時に又は出願日から 1 年以内にこれを行うこと。
4. 請求手続
 - (1) 出願人は書面にて意匠の実体審査繰り延べ請求を提出し、並びに次の事項を明記しなければならない。
 - ① 意匠出願番号
 - ② 出願人の氏名又は名称
 - ③ 代理人に委任する場合、その代理人の氏名及び事務所
 - ④ 実体審査を続行する期日
 - (2) 費用：無料
5. 実体審査の続行
 - (1) 出願人は実体審査を続行する特定の期日を明記し、かつ、この特定日は当該出願の出願日から 1 年以内としなければならない。
 - (2) 出願人は実体審査を続行する特定の期日を指定する際、当該特定日について例えば「2019 年 1 月 1 日に実体審査を続行」と明記しなければならない。「出願日から 1 年後に実体審査を続行」、「実体審査を 5 ヶ月停止」等の文字で説明するのみではない。
 - (3) 実体審査の続行する期日がくると、当該出願は同年度の出願の列に配分され、順に審査される。
6. 注意事項
 - (1) 実体審査の繰り延べ請求は、その後の登録公告の期日には影響しない。
 - (2) 出願人は意匠の実体審査の繰り延べ請求を取り下げることができるが、請求を取り下げた後は、再度請求してはならない。
 - (3) 出願人は実体審査の繰り延べ請求をした後、実体審査を続行する

期日を変更することができるが、変更後の期日は、5.(1)に規定されている期限を超えてはならない。